

登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、登米市上下水道事業が登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により最も適切な受託者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 業務の概要

業 務 名	登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託（以下「本業務委託」という。）
準 備 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
履 行 機 関	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
委託上限額	1,183,450,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）以内
業 務 内 容	本業務委託の内容は、「登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託仕様書及び登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。

3 本業務委託の目的

本業務委託は、登米市水道事業浄水施設等の管理運転を包括的に委託することにより、事業者の専門的な技術を活用し、円滑な管理運転業務を行い、市内各施設の機能を効率よく発揮させることにより、安心して安全な水道水を安定的に供給することを目的とする。

また、本業務委託期間中の保呂羽浄水場再構築事業における既設浄水場から新設浄水場への円滑な移行並びに昨今の気候変動に伴う自然災害の激甚化及び浄水施設の老朽化対策をはじめとする本市の水道事業を取り巻く様々な事象へ柔軟に対応できる体制の整備、更には地元経済に対する取組を重要視する。

4 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、単独企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループとして応募する場合は、事前に応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）から応募グループを代表する企業（以下「代表者」という。）を定め、参加申込書の提出時にこれを明らかにし、参加申込書及び業務提案書の提出並びに質問書の提出手続は代表者が行うとともに、発注者からの連絡は代表者あてに行う。いかなる応募者又は構成企業も、同時に本業務委託の他の応募者の構成企業になることはできない。
- (3) 優先交渉権者となった応募グループは、本業務委託を履行するために、共同企業体又は会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として新たに特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しなければならない。ただし、本市が認めた場合は、既に存在しているSPCでの契約は妨げない。なお、共同企業体又はSPCは、次の要件を全て満たすこと。

① 共同企業体を設立する場合

共同企業体を設立する場合は、構成企業間で共同企業体協定書（様式第1号）を提出すること。また、構成企業の中で出資割合が最も大きい者を共同企業体の代表者として定め、構成企業のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次に掲げる構成企業数に応じた割合以上でなければならない。

ア 2社の場合 30パーセント

イ 3社の場合 20パーセント

ウ 4社の場合 15パーセント

エ 5社以上の場合 10パーセント

② SPCを設立する場合

ア 優先交渉権者となった応募グループを構成する全ての企業は、SPCに出資すること。

イ 代表者は、SPCに対し最大の出資を行う。

ウ 構成企業は、本業務委託の終了時までSPC株式を保有し続けることとし、事前に書面により発注者の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行わない。

エ SPCの本店所在地は宮城県登米市内とする。

オ 定款に記載された事業目的が本業務委託の目的に合致している。

5 参加資格要件

応募者は、参加申込書提出時において次に掲げる（1）から（8）までの全ての要件に該当するものとする。応募グループの場合は構成企業のいずれかが（7）及び（8）の要件を満たしていることとする。なお、業務提案書提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すこととする。

（1） 登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成31年告示第85号）第8条第1項に規定されている有資格者、または有資格者で構成する共同企業体又はSPCであること。

（2） 登米市指名停止基準（平成20年登米市告示第69号）第3条及び第4条に規定する指名停止中ではないこと。

（3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと。

（4） 国税、地方税及び市税を滞納していないこと。

（5） 登米市上下水道事業入札契約暴力団等排除要綱（令和2年登米市水道事業告示第2号）第3条及び4条に掲げる措置要件に該当しないこと。

（6） 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

（7） 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業における浄水処理（排水処理を除く。）の浄水施設等管理運転業務の元請実績が急速ろ過方式、膜ろ過方式並びに緩速ろ過方式ともに3年以上の実績がある者

（8） 次に掲げる有資格者を配置すること。また、①の有資格者から総括責任者及び副総括責任者を選任するものであるが、他業務の総括責任者を兼ねることはできない。

① 水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3第3項に規定する「受託水道業務技術管理

者」の資格を有する者 2名以上

- ② 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者 1名以上
- ③ 水道浄水施設管理技士3級 1名以上
- ④ 危険物取扱者乙種第4類以上の資格を有する者 1名以上
- ⑤ 酸素欠乏危険作業主任者 1名以上
- ⑥ 第三種電気主任技術者以上の資格を有する者 1名以上
- ⑦ クレーン運転業務特別教育修了者 1名以上
- ⑧ 玉掛技能者 1名以上
- ⑨ 第3級陸上特殊無線技士 1名以上
- ⑩ 低圧電気取扱業務特別教育修了者 2名以上
- ⑪ 高圧電気取扱業務特別教育修了者 1名以上
- ⑫ 第1種電気工事士又は認定電気工事従事者 1名以上
- ⑬ 特定化学物質作業主任者 1名以上
- ⑭ 有機溶剤作業主任者 1名以上

6 プロポーザルに関する手続

(1) 実施要領等とスケジュール表

本プロポーザルに関し、以下の文書を実施要領と一体のものとして取り扱う。また、本プロポーザルに関する手続は、以下の日程で行う。ただし、変更となる場合は、公表及び質問の回答と同様に、ホームページに掲載して行うこととし、必要な様式はホームページからダウンロードして使用すること。

① 実施要領と一体のものとして取り扱う文書（以下「実施要領等」という。）

- ア 登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託仕様書
- ウ 登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託特記仕様書
- エ 登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託公募型プロポーザル審査基準
- カ 登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託公募型プロポーザル様式一覧

② スケジュール表

項目	日程
実施要領等の公表	令和7年5月19日（月）
施設関係図書及び作業マニュアル等資料閲覧	令和7年5月26日（月）～6月27日（金）
水道施設現場見学会	令和7年5月27日（火）・5月30日（金）
実施要領等に関する質問の受付期間	令和7年5月19日（月）～5月30日（金）
実施要領等に関する質問の回答期限	令和7年6月6日（金）
参加申込書受付期間	令和7年5月26日（月）～6月13日（金）
資格審査結果通知	令和7年6月19日（木）
業務提案書作成等に係る質問の受付期間	令和7年6月20日（金）～6月27日（金）

業務提案書作成等に係る質問の回答期限	令和7年7月11日（金）
業務提案書、見積書の受付期間	令和7年6月20日（金）～7月25日（金）
プレゼンテーション、契約候補者の選定（予定）	令和7年8月21日（木）
審査結果の通知	令和7年8月29日（金）
非選定理由の説明要求期限	令和7年9月5日（金）
非選定理由の回答期限	令和7年9月10日（水）
契約締結期限	令和7年11月下旬
業務委託準備期間	契約日の翌日から令和8年3月31日（火）

(2) 実施要領に関する質問の受付

実施要領に係る質問がある場合は、質問書（様式第7号）を提出すること。

① 受付期間

令和7年5月19日（月）から同月30日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信し、送信後は受信確認のため担当課へ電話連絡すること。

③ 回答方法

ホームページにて公表するものとする。また、口答での個別対応は行わない。

(3) 水道施設現場見学会の申込み等

施設現場見学を希望する場合は、任意様式で申込むこと。なお、参加者は1社あたり4名までとするが、申込み状況に応じて、参加人数や日程の調整を行う可能性がある。

① 受付期間

令和7年5月21日（水）から同月23日（金）午後5時まで（必着）

② 見学日

令和7年5月27日（火）又は同月30日（金）のいずれか1日

③ 見学対象施設

保呂羽浄水場。ただし、当該施設以外の施設の見学を希望する場合は、受付期間内にその旨を伝え、本市と協議する。

(4) 参加申込書の受付

本プロポーザルへ参加を希望する場合は、下記により参加申込書を提出すること。

① 受付期間

令和7年5月26日（月）から同年6月13日（金）午後5時まで（必着）

② 提出書類（1部提出）

ア 公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 総括責任者及び副総括責任者の資格（任意様式）

- ・配置する総括責任者及び副総括責任者を記載し、資格を証明する書類等の写しを添付すること。

エ 業務実績書（任意様式）

- ・受託業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態（単独、共同企業体又は SPC）及び業務概要を記載すること。

オ 構成企業一覧（応募グループで参加する場合）（様式第 4 号）

カ 委任状（応募グループで参加の場合、構成企業から代表者への委任状）（様式第 5 号）

キ 添付書類

- ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ・財務諸表の写し（直近 1 年分）
 - ・納税証明書（国税・都道府県税）
 - ・未納又は滞納がないことの証明（市町村税）
 - ・業務実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - ・総括責任者及び副総括責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）
- ※各証明書（写し可）は、直近 3 か月以内のものとする。

③ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）までとし、郵送の場合は必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

(5) 資格審査結果通知

参加資格の審査後は、参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果通知書（様式第 6 号）を郵送で通知する。また、併せて電子メールでその写しを送付することとする。

(6) 業務提案書作成等に係る質問の受付

業務提案書作成等に係る質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）を提出すること。

① 受付期間

令和 7 年 6 月 20 日（金）～同月 27 日（金）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信し、送信後は受信確認のため担当課へ電話連絡すること。

③ 回答方法

ホームページにて公表するものとする。

(7) 業務提案書の受付

参加資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、下記により業務提案書を提出すること。

① 業務提案書の記載内容（15 部提出）

ア 会社概要及び財務状況

- ・会社名、本社、支店等の所在地
- ・業務内容及び従業員数
- ・主要取引銀行
- ・財務諸表
- ・直近 2 年間の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書
- ・過去 5 年間の賞罰、訴訟の有無及び履歴

- ・ I S O等の認定取得状況
- ・ 本業務委託での S D G s の提案
- ・ 水循環企業登録・認証制度の取組状況

イ 業務実績

以下の浄水施設等管理運転業務（排水処理を除く。）の元請実績を提出すること。なお、共同企業体や S P C として受託した場合は、元請実績として扱う。

- ・ 日本国内における急速ろ過方式、膜ろ過方式、紫外線処理方式及び緩速ろ過方式の実績について記載すること。

ウ 業務実施の提案について仕様書等及び登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に従い、必要事項を記載すること。また、災害時及び緊急時の危機管理体制、業務効率化や業務改善、地域貢献活動等、有益な提案があれば記載すること。

エ 見積書及び積算内訳書

見積書及び積算内訳書は、業務提案書とは別に作成すること。見積書には関係資料による業務量を基に、総額及び年度ごとの見積額を記載すること。特に人件費に要する費用は別に記載すること。消費税及び地方消費税は記載しないこと。

② 提案書の様式

ア 原則として A 4 版サイズとし、作成は日本語表記によるものとする。

イ 業務提案書の表紙（様式第 8 号）の次頁に目次を付け、各頁に頁番号を付し、100 頁以内の資料構成とすること。

③ 提出方法

ア 提案書の提出部数は 15 部とし、そのうち 6 部については会社名の特定に繋がる事項は記入しないこと。なお、会社名の特定に繋がる記載箇所について、判別できないように黒塗りしたものでも可とする。

イ 提案書については、担当課へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）までとし、郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。併せて、PDF データを電子メール又は CD-R 等で担当課へ提出し、電子メールの場合は送信後に受信確認のため担当課へ電話連絡すること。

(8) プレゼンテーションの実施

① 実施日及び場所

- ・ 実施日：令和 7 年 8 月 21 日（木）
- ・ 場所：登米市役所 登米庁舎 2 階 201 会議室

※上記について変更が生じる場合、担当課から参加資格者へ事前に電話連絡を行う。

② 実施方法

参加資格者ごとの時間は、提案内容についてのプレゼンテーションで 40 分、ヒアリングで 30 分とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切りとする。

③ 出席者等

参加資格者の出席者は、本業務委託に従事する予定である担当者を含めて4名以内（パソコン等の操作をする者を含む。）とし、事前に役職及び氏名を電子メールで報告すること。

④ プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

- ・プレゼンテーションは、参加資格者が提出した業務提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、業務提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ・パソコンを用いたプレゼンテーションを可能とする。ただし、使用するパソコンは、参加資格者が準備及び持参するものとし、外部ディスプレイは発注者が準備する。
- ・プレゼンテーションの順番は、業務提案書の受付順とし、指定時間の15分前までに指定場所にて待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合又は欠席した場合は、失格とする。
- ・他の参加資格者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

7 審査方法等

審査方法等については、次のとおりとする。

- (1) 評価項目は仕様書等及び審査基準の要件を満たしているか審査する。
- (2) 本プロポーザルの実施にあたっては、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、契約候補者を選定する。
- (3) 本プロポーザルの審査は、別に定める「登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託及び登米市水道事業配水施設等維持管理業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。
- (4) 評価項目及び配点は、審査基準で定める配点表によるものとする。
- (5) 各委員が各評価項目について採点した点数の平均点数（小数点以下第2位を四捨五入する。）をもって、委員会の採点数とする。また、評価項目ごとの点数の合計順に順位をつけ、点数の合計が最も高い提案をした者を契約候補者とする。同点の場合は、業務受託見積金額の配点を除く評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なおも優劣がつかない場合には、委員の多数決をもって契約候補者を決定し、同数の場合は、委員長が決定する。
- (6) 参加資格者が1者又は、1グループの場合でも審査を行い、仕様書及び審査基準を満たし、業務受託見積金額の配点を除く評価点の合計が242点（最低基準点数）以上の場合に契約候補者とする。
- (7) 仕様書及び審査基準を満たしていない項目があった場合の対応は、委員会で諮ったうえで対応を決定する。
- (8) 審査結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、公募型プロポーザル方式審査結果通知書（様式第9号）により、郵送（電子メールにて写しを送付）の方法で通知する。
- (9) 契約候補者に選定されなかった参加資格者は、書面（任意様式）によりその理由について担当課へ説明を求めることができる。

① 非選定理由の説明要求期限

令和7年8月29日（金）から同年9月5日（金）午後5時まで

② 非選定理由の通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

※説明を求めた非選定事業者のみに通知する。

- (10) 契約候補者の選定後、ホームページにて参加資格者名及び評価点を公表する。また、提出された業務提案書等は公表しないが、登米市情報公開条例（平成 17 年登米市条例第 17 号）及びその他関連する条例等に基づいた取扱いとする。

8 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触をした場合など、委員会の公平性を害する行為があった場合
- (4) 業務の概要の委託上限額を超える金額で提案された場合
- (5) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) プレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

9 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて契約候補者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権者が提出した見積金額を上限として見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 優先交渉権者と契約が不調になった場合は、次点者である契約候補者を優先交渉権者とする。ただし、最低基準点数を下回った者は優先交渉権者とはならない。

(2) 契約手続について

登米市契約規則（平成 17 年登米市規則第 41 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

10 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 発注者に提出された書類については、返却しない。
- (3) 1 者又は 1 グループあたりの業務提案は、1 件までとする。
- (4) 参加資格者は、辞退理由を記載した公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式第 10 号）の提出により本プロポーザルへの参加を辞退することができる。なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約について不利益な取扱いを受けるものではない。

11 問合せ及び書類提出先（担当課）

登米市上下水道部水道施設課

- (1) 住 所：〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池目子待井 381-1
- (2) 電 話 番 号：0220-52-3312
- (3) F A X：0220-52-3316
- (4) 電子メール：suidoshisetsu@city.tome.miyagi.jp
- (5) U R L：登米市上下水道部 (tome-suido.com)